

第3次稚内市総合計画 施策実施状況調査

02 愛情あふれるきずなの形成

02 在宅福祉の推進

01 在宅医療福祉体制の充実

主要施策	施策実施状況(※1)						問題点、課題
	実施状況	進捗率		第4次の方向性	小項目の総合的評価		
		(%)	ベース		評価	評価内容	
10 ボランティアの育成 (介護高齢課)	4	100%	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 在宅福祉サービス事業(ふれあい給食、介護特会で実施 電話サービス、あんしんコール) ボランティア登録事業(社会福祉協議会)の推進を図り、ボランティア団体の把握や指導を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 個人負担増による利用者減、自主財源の確保。 在宅福祉充実のために重要な人的資源は、限りがあることから、ボランティアの育成は大きな課題である。地域生活支援事業については、地域特性や障害者の状況等に応じて柔軟に見直しを図り、利用しやすい事業へと進化させる必要がある(これまでは社協のボランティア事業に頼っていた除雪ボランティア制度の事業化など)。
(社会福祉課)	4	100%	3	1	2	<ul style="list-style-type: none"> ボランティア登録事業(社会福祉協議会)の推進を図り、ボランティア団体の把握や指導を行った。 	
20 介護保険制度・居宅サービスの充実 (介護保険課)	4	100%	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> さわやか移送サービス(介護保険制度で実施)、愛のふれあい訪問(ヤクルト宅配)、日常生活用具の給付・在宅介護支援センター事業・ホームヘルプサービス事業・総合在宅ケアセンター活動支援・ディサービス事業、介護手当支給事業(介護保険制度で実施)・独居老人世帯防火査察(一人暮らしの安否確認)など様々な事業を、様々な組織との連携により実施することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度を超えての事業については自主財源となり厳しいものがある。 今後の高齢社会を考えると益々利用者が増えることが予想されることから一層の推進が求められる。
(地域包括支援センター)	4	80%	3	1	2	<ul style="list-style-type: none"> 年々、高齢者の増加に伴い各種相談が増加の傾向にあり、その内容も複雑化しておりますが、地域包括支援センターに配置が義務付けられている保健師等と、協力機関として位置づけされている在宅介護支援センターとの連携が図られ、高齢者のニーズに対し有効なサービス利用に結びつけ、地域で継続した生活が可能となっている。又、要支援1及び2の軽度者に対し、介護認定の重度化を抑制する一方、要支援および要介護になる恐れのある虚弱高齢者を介護予防事業への参加に結びつけ、適正な介護予防マネジメントの実施により顕著にその効果が現れている。 	

01 在宅医療福祉体制の充実

主要施策	施策実施状況(※1)						問題点、課題
	実施状況	進捗率		第4次の方向性	小項目の総合的評価		
		(%)	ベース		評価	評価内容	
30 疾病の早期発見と早期治療体制の充実 (保健課)	4	100%	2	1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾患患者援護事業として展開しているが、H17度から対象疾病が従来の52疾患から45疾患に減ったことにより事業が縮小している。 ・各種助成については、特定疾患は稚内市以外の専門医療機関での治療のための旅費等を助成している。又、難病患者に居宅生活等の支援をしているが他法が優先されるために実績がない状態であるが必要な事業と考えられる。基本健診、がん健診、各種予防接種等を実施しているが事業毎に達成状況は異なるが年度計画による達成率は高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾患、難病等の患者に財政的な部分を助成し患者、家族の社会活動の自立のための促進が必要である。難病患者等の支援については、介護保険、自立支援法が優先されるために例年実績がない状況であるが、他法の対象にならない場合は本事業でしか救済がないので事業の継続が必要である。事業内容等を対象者や関係機関に周知しサービスを受け損じないような方策が必要である。 ・本事業が北海道の特定疾患治療研究事業の医療受給者を対象としているため、道の対象疾病精査による事業縮小も考えられる。生活環境、食生活の変化に伴い疾病の早期発見、早期治療を充実していくには、検診等の未受診者に対して受診の必要性を促すことの体制づくりがより一層必要である。
40 訪問診療などの充実 (介護高齢課)	4	100%	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道総合在宅ケア事業団による取り組みがなされており、H6から目標・目的は達成されている 	<ul style="list-style-type: none"> ・H12の介護保険制度改正により、事業団の当初の目的及び役割が変わってきており、これを見据えた対応が必要となる。
50 高齢者・障害者用市営住宅の建設 (市民生活課)	4	46%	3	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者専用住宅は、緑ヶ丘団地に20戸、潮見団地に16戸の36戸(3.3%)となっているが、平成3年以後に建設された住宅は、床の段差解消、手すりの設置、各種スイッチ類の操作性向上等のバリアフリー設備を施しており、これらの住宅の比率は全市営住宅の32.1%、老朽住宅を除くと45.7%に上っており、北海道の住宅建設5カ年計画(第8期)の目標である40%以上を上回っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状では、今後どもの積極的な建設整備は難しいが、整備にあたってはユニバーサルデザイン(UD)の導入を図っていくと共に、既存住宅については、優先入居による優先的選考を図り、改修に当たってはUD導入を図っていく。 ・H19の住宅セーフティーネット法制定により、住宅セーフティーネットの構築がもたらされていることから、これらの対応が必要になる。
60 緊急連絡通報システムの整備促進 (介護高齢課)	4	100%	1	1	1	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報装置、簡易型緊急通報装置の導入を積極的に進めており、着実にその数は増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主財源の確保。 ・毎年、緊急通報装置10台、簡易型緊急通報装置60台分の予算措置を図っており、今後も高齢者の安全、家族・地域の安心確保のために進めていく。

01 在宅医療福祉体制の充実

主要施策	施策実施状況(※1)							問題点、課題
	実施状況	進捗率		第4次の方向性	小項目の総合的評価			
		(%)	ベース		評価	評価内容		
70 福祉タクシーの利用制度の充実 (社会福祉課)	4	100%	3	1	2	・継続して、下肢・視覚障害者を対象にタクシー基本料金を助成している。	<ul style="list-style-type: none"> ・年間に24枚分のチケットを交付しているが福祉車両は数に限りがあり、理想とする利用ができないという意見も聞かれるため、福祉有償運送などの導入を検討する。 ・福祉タクシーの増車・時間延長など、利用者の利便性向上につながる対応ができるような働きかけを行う必要がある。 ・在宅福祉充実のために重要となるのは、居住の場の確保、社会参加促進、及びこれらを支える移動支援体制、居宅介護の充実である。本市の重要な課題として、福祉有償運送導入の是非について、交通事業者とともに協議会を設置し、障害者・高齢者の足の確保について議論を深めなければならない。 	
80 各種助成・資金貸付制度などの充実 (社会福祉課)	4	100%	3	1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・身障者住宅整備資金貸付は北海道が制度を廃止したのにあわせて稚内市も廃止。 ・日常生活用具等事業を継続し20万円を限度にバリアフリー改修への助成を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・18年10月に創設した地域生活支援事業について、地域特性や障害者の状況等に応じて、柔軟に見直しを図り、利用しやすい事業へと進化させる必要がある(これまでは社協のボランティア事業に頼っていた除雪ボランティア制度の事業化など)。さらに、本市の重要な課題として、福祉有償運送導入の是非について、交通事業者とともに協議会を設置し、障害者・高齢者の足の確保について議論を深めなければならない。 ・民間の補助制度や融資制度、貸付制度のあっせんや紹介等を行政側から発信し、市民に広く周知しなくてはならないと考える。 	
(保健課)	4	80%	1	1	2	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾患は稚内市以外の専門医療機関での治療のための旅費等を助成している。又、難病患者に居宅生活等の支援をしているが他法が優先されるために実績がない状態であるが必要な事業と考えられる。又、各種団体(精神保健関係)に運営補助、事業支援等を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定疾患、難病等の患者に財政的な部分を助成し患者、家族の社会活動の自立のための促進が必要である。難病患者等の支援については、介護保険、自立支援法が優先されるために例年実績がない状況であるが、他法の対象にならない場合は本事業でしか救済がないので事業の継続が必要である。事業内容等を対象者や関係機関に周知しサービスを受け損じないような方策が必要である。各種団体については、他機関、団体との調整、連携を取りながら助成及び事業の支援等の対応が必要と思われる。 	